

青森県報

第四千二百五十一号

平成二十九年
一月二十日
(金曜日)

目 次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課 ……)	一
生活保護法による医療機関の指定……………	(同 ……)	一
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………	(同 ……)	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………	(同 ……)	二
特定行為業務の登録……………	(高齢福祉課 ……)	二
児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………	(こどもみらい課 ……)	二
障害福祉サービス事業者の指定……………	(障害福祉課 ……)	三
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………	(同 ……)	三
公 告		
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(情システム課 ……)	三
大規模小売店舗の新設に関する届出……………	(商工政策課 ……)	四
右 同……………	(同 ……)	五
右 同……………	(同 ……)	六

公安委員会

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(会計課)…七

告 示

青森県告示第二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
八戸調剤薬局センター	八戸市小中野一丁目四の五四	平成二〇一〇
飛嶋歯科医院	五所川原市松島町三の五	二〇一〇・一
いざわ薬局	むつ市桜木町一四の二	二〇一〇・三
六戸町国民健康保険病院	上北郡六戸町大字犬落瀬字後田四二の一	二〇一〇・九
サワカミ薬局おいらせ青葉店	上北郡おいらせ町上久保六三の一八四	二〇一〇・三

青森県告示第二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十九年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
	青森県知事 三 村 申 吾	

八戸調剤薬局センター 飛嶋歯科医院 いざわ薬局 サワカミ薬局おいらせ 青葉店 ふよう調剤薬局	八戸市小中野二丁目一の七 五所川原市松島町三丁目五の六 むつ市桜木町一四の二 上北郡おいらせ町上久保六三の一七三 三戸郡南部町大字苦米地字町中二二の一三	平成六・三・一 二六・一〇・二九 二六・二・一 二六・三・一 二六・二・一
---	--	---

青森県告示第二十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
八戸調剤薬局センター サワカミ薬局おいらせ 青葉店	八戸市小中野二丁目四の五四 ビル一階 上北郡おいらせ町上久保六三の一八四	平成六・二・三〇 "

青森県告示第二十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担

当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十九年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
八戸調剤薬局センター サワカミ薬局おいらせ 青葉店	八戸市小中野二丁目一の七 上北郡おいらせ町上久保六三の一七三	平成六・三・一 "

青森県告示第二十六号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十九年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住 所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇二〇〇一 一六三	平成 二六・二・二六	医療法人 平成会	八戸市湊 高台二丁目 目四の六	介護老人 保健施設 ブ・グナー ホーム オリ	八戸市湊 高台二丁目 目四の六	平成 二六・三・一	介護老人 保健施設

青森県告示第二十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

平成二十九年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	いざわ薬局
所 在 地	むつ市桜木町一四の二
指 定 日	平成 二六・三・二九

青森県告示第二十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十九年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う所	指 定 日
株式会社クワースパン	就労継続支援A型	ルピア 八戸市青葉一丁目三の一七	平成 二六・一・一
株式会社前	生活介護	多機能型障害福祉サービス事業所 移山寮 三戸郡五戸町字一正場沢長根八の	"
株式会社前	居宅介護	ヘルパーステーション 嬭野 八戸市大字市川三の二	"
株式会社前	重度訪問介護	ヘルパーステーション 嬭野 八戸市大字市川三の二	"

青森県告示第二十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十九年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃 止 日
株式会社グート	居宅介護	アクティブホームクラブ 八戸市大字田面一	平成 二六・〇・三
株式会社グート	重度訪問介護	アクティブホームクラブ 八戸市大字田面一	"
株式会社グート	同行援護	アクティブホームクラブ 八戸市大字田面一	"

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

青森県情報システム強靱性向上に係る機器設定等業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画政策部情報システム課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十八年十二月二十八日

五 契約の相手方の名称及び住所

日本電気株式会社

六 契約金額

九千三百九十六万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一

項第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした

ものである。



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）十和田西複合商業施設

十和田市西二十三番町一七二の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

2 大和情報サービス株式会社

東京都千代田区飯田橋二丁目一八の二

代表取締役 藤田勝幸

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

2 株式会社サンドラッグ

東京都府中市若松町一丁目三八の一

代表取締役 赤尾主哉

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十九年八月二十三日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、九〇四平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

一三〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

六七台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

二〇八平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

四九・一九立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（一）株式会社ユニバース
開店時刻 午前九時（ただし、年間十日は午前五時）
閉店時刻 午後十一時

(二) 株式会社サンドラッグ

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十一時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分(ただし、年間十日は午前四時三十分)から午後十一時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三か所(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成二十八年十二月二十二日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

2 期間

平成二十九年一月二十日から同年五月二十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十九年五月二十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂むつ下北町店・ローソンむつ下北町店

むつ市下北町一九の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社薬王堂

岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第三地割二四二の一

代表取締役 西郷辰弘

2 株式会社ローソン

東京都品川区大崎一丁目一の一

代表取締役 玉塚元一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社薬王堂

岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第三地割二四二の一

代表取締役 西郷辰弘

2 株式会社ローソン

東京都品川区大崎一丁目一の一

代表取締役 玉塚元一

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十九年八月二十八日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、一四五平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

四三台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

一四台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

七二平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

五立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社薬王堂

開店時刻 午前六時 閉店時刻 翌午前零時

(二) 株式会社ローソン

二十四時間

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

二十四時間

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

二か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(一) 荷さばき施設1及び荷さばき施設2

午前六時から午後九時まで

(二) 荷さばき施設3

二十四時間

八 届出年月日

平成二十八年十二月二十七日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びむつ市役所

2 期間

平成二十九年一月二十日から同年五月二十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十九年五月二十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファミリーマートさとう中央店・薬王堂むつ中央店

むつ市中央一丁目一七の一〇外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 有限会社ファミリーマートさとう

むつ市海老川町五の三

代表取締役 佐藤治

2 株式会社薬王堂

岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第三地割二四二の一

代表取締役 西郷辰弘

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 有限会社ファミリーマートさとう

むつ市海老川町五の三

代表取締役 佐藤治

2 株式会社薬王堂

岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第三地割二四二の一

代表取締役 西郷辰弘

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十九年八月二十八日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、九七五平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

八五台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

一五台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

一〇四平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

一、二立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前六時 閉店時刻 翌午前零時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前五時三十分から翌午前零時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

四か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成二十八年十二月二十七日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びむつ市役所

2 期間

平成二十九年一月二十日から同年五月二十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十九年五月二十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

公安委員会

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年一月二十日

青森県警察本部長 大塚 泰博

一 物品等の名称及び数量

- 一 電子計算機等（平成二十八年年度青森県警察IT戦略システム機器）賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県警察本部警務部会計課
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成二十八年十一月二十二日
- 五 落札者の名称及び住所
株式会社青森共同計算センター
青森市第二問屋町三丁目一〇の二六
- 六 落札金額
七十五万五千四百六十円
- 七 落札者を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成二十八年十月十二日

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭